

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	就労継続支援(B型) 和工房 事業所	特定非営利活動法人 やわらぎの会	令和2年9月29日	就労B	救命講習会を年1回実施していますが、避難訓練については実施されていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第72条第2項及び消防計画に基づき避難訓練も年1回程度実施してください。	毎年、年間計画の中に避難訓練日を固定し実行することになりました。今年度も計画になかったのですが、ご指摘を受けて全員で避難訓練を行いました。職員も消防計画を確認し、地域毎のグループに分かれて避難所の確認まで行いました。来年度からは避難訓練の日を年間予定計画にしっかり入れて、毎年全員で確認し合い「もしもの時」に備えたいと思います。
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
2	就労継続支援(B型) のびのび 事業所	特定非営利法人 ボ ランティア亀田	令和2年10月2日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
3	就労継続支援(B型) ワークス 空港西 事業所	株式会社 宏和	令和2年10月6日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
4	就労継続支援(B型) 事業所 あさひ共同作業所	特定非営利活動法人 新潟あさひの会	令和2年10月6日 実地		指摘事項なし。	

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	就労継続支援(A型) self-A・ハニービー新事業所 新潟	合同会社 haru	令和2年10月7日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
6	就労継続支援(B型) スワン 事業所	特定非営利活動法人 鶴翔会	令和2年10月7日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
7	就労継続支援(A型) ワークサポート青山事業所	一般社団法人 ワークサポート倶楽部新潟	令和2年10月9日		指摘事項なし。	
8	就労継続支援(B型) ワークサポート青山事業所	一般社団法人 ワークサポート倶楽部新潟	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	就労継続支援(A型) 事業所 済生会新潟なでしこ ワークス	社会福祉法人 恩賜 財団済生会支部新潟 県済生会	令和2年10月9日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
10	就労継続支援(B型) 事業所 ジョブズ	株式会社 FIB	令和2年10月13日		指摘事項なし。	
11	短期入所 i home	株式会社 FIB	実地			
12	特定相談支援事業 所 マザーボード	株式会社 FIB				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	就労移行支援事業所 角田の里	社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会	令和2年10月14日	就労移行・就労B	重要事項説明書について、緊急時等における対応方法として事業所が定める協力医療機関に関する記載がありませんでしたので、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第172条及び194条より準用される第10条に基づき、追加してください。	緊急時、協力医療機関に連絡をとり、迅速に適切な対応を行う旨、追加しました。
14	就労継続支援(B型)事業所 角田の里	社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	就労継続支援(A型) 事業所 就労支援センターつなぐ	株式会社 就労支援センターつなぐ	令和2年10月15日 実地	就労A	重要事項説明書を作成していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第185条により準用される第10条に基づき、早急に適切な重要事項説明書を作成し、利用者へ説明し同意を得てください。また、利用契約書の一部となっており、本来説明すべき内容を説明せずに契約を結んでいますので、改めて利用契約を結んでください。	実地指導後重要事項説明書作成し利用者に説明し利用契約を結びました。
				就労A	研修について全く行われていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第70条及び運営規程に基づき、虐待に関する研修、採用時研修(6か月以内)、全職員を対象とした継続研修(年2回)を行ってください。また、平成27年7月2日付新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者(児)等の事故防止について」に基づき、利用者の安全の確保・事故防止に関する研修を実施してください。	実地指導後採用時研修・継続研修(虐待・事故防止に関する研修等)の時間を作り記録を残すようにします。
				就労A	苦情解決の取り組みについて、苦情解決の要領が無く、重要事項説明書や掲示等による苦情受付先の周知も全くなされていませんでした。また、苦情解決に係る第三者委員が存在せず、かつこれに代わる体制も整えられていないため、苦情解決に係る客観性が確保されていない状況です。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第40条に基づき、苦情受付および解決の仕組みを整備し、適切な苦情対応を行ってください。	実地指導後苦情解決マニュアルを作成しそれに沿った苦情受付書・苦情受付報告書・苦情解決結果報告書作成し整備し記録を残す事にした。当施設における苦情申出窓口・苦情解決責任者を重要事項説明書にも明記しさらにポスターを掲示し周知してもらうようにした。第三者委員は現在探している最中です。
				就労A	非常災害対策について、非常災害に関する具体的計画・マニュアルを策定しておらず、避難訓練も一度も行っていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第72条に基づき、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、避難訓練も定期的に行ってください。また、各種緊急連絡先を掲示するなどして非常災害時の通報体制を整えてください。	実地指導後非常災害マニュアルを作成した。事務所の火災訓練は防火管理責任者のもと1年に2回実施することにした。
				就労A	個別支援計画について、アセスメントやサービス担当者会議を行っているとのことですが、記録が残されていませんでした。また、計画についてパソコン上の画面で説明するのみであり、利用者からの文書による同意を得ておらず、計画の交付も行われていませんでした。さらに、モニタリングについて、利用者との面談などは行っているとのことですが、当該計画の実施状況の把握や評価までは行われていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第60条に基づき、適切に個別支援計画を作成してください。	アセスメントやサービス担当者会議を行った時に記録を残すようにしました。モニタリング時に個別支援計画書に基づき評価を行い作成し交付していく。

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	就労継続支援(A型) 事業所 就労支援センターつなぐ	株式会社 就労支援センターつなぐ	令和2年10月15日	就労A	労働契約法第3条に基づき、親族の雇用であっても雇用契約の締結が必要になる可能性があるため、労働基準監督署等に確認してください。また、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第70条に基づき従業者の配置の確認等のため、親族であっても出退勤の管理などは他の従業者と同様に行ってください。	労働基準監督署に問い合わせたところ生計が同じであれば雇用契約の締結は必要ないとの事でした。出勤簿については遡り作成して今後は他の従業員同様に付けていく。
				就労A	古物営業法第3条に基づき、就労支援事業のうちメルカリ等での転売については古物商の許可申請が必要な可能性があるため、許可の要否を警察に確認してください。	

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
16	就労継続支援(B型) びゅあしーど 事業所	合同会社 GARDE N	令和2年10月27日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
17	共同生活援助 テイクオフ	社会福祉法人 更生 慈仁会	令和2年12月3日		指摘事項なし。	
18	特定相談支援事業 所 障害者相談支援セン ターゆかり	社会福祉法人 更生 慈仁会	実地			
19	障害児相談支援事 業所 障害者相談支援セン ターゆかり	社会福祉法人 更生 慈仁会				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
20	就労継続支援(A型)事業所 あおぞらポコレーション	特定非営利活動法人 あおぞら	令和2年12月3日	就労 A・就 労B	サービス提供の記録確認が月1回でした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条及び第190条により準用される第20条に基づき、サービス提供の記録については、サービス提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、その他利用者へ伝達すべき必要事項を記録し、利用者の確認を得てください。	これまで、作業時間を確認していた「勤務表」を「就労継続支援提供記録表兼出勤簿」に改め、勤務開始時間と勤務終了時間・サービス開始時間とサービス提供終了時間を分けて記録し、毎日利用者に確認することとした。
21	就労継続支援(B型)事業所 あおぞらポコレーション	特定非営利活動法人 あおぞら	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
22	放課後等デイサービス事業所 ひなた	株式会社 新潟福祉会	令和2年12月4日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
23	共同生活援助 FACE中央	株式会社 FTY	令和2年12月8日 実地		指摘事項なし。	

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
24	共同生活援助 グループホームぎんが	社会福祉法人 亀田郷芦沼会	令和2年12月8日	GH	サービス担当者会議の記録を確認できませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第201条で準用する同法第60条に基づき、サービス管理責任者は、個別支援計画案に対する担当者の意見を求め、記録を残してください。	アセスメントシートを活用し、利用者・家族の意向を伺う。そのシートをもとにサービス担当者会議を行い、記録に残す予定。
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
25	特定相談支援事業 相談支援センターら 所 びすらすり	特定非営利活動法人 らびすらすり	令和2年12月9日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
26	障害児相談支援事業所 Riruほびんず	一般社団法人 ライフ デザイン	令和2年12月9日		指摘事項なし。	
27	特定相談支援事業所 Riruほびんず	一般社団法人 ライフ デザイン	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
28	共同生活援助 あさがお	一般社団法人 あさがお	令和2年12月14日	GH	サービス提供の記録について、利用者の確認を得ていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第201条により準用される第55条に基づき、サービス提供の記録については、提供日、内容その他利用者へ伝達すべき必要事項を記録し、利用者の確認を得てください。	平成30年11月の指定以降の実績記録表を作成するとともに、入居者からの同意(記名、押印)を得た。また、今後も毎月1日に「前月分の実績記録表」に対し、各入居者に同意を得ていくこととした。
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
29	居宅介護 特定非営利活動法人 せいむ	特定非営利活動法人 せいむ	令和2年12月15日		指摘事項なし。	
30	行動援護 特定非営利活動法人 せいむ	特定非営利活動法人 せいむ	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
31	居宅介護 特定非営利活動法人 わあなる	特定非営利活動法人 わあなる	令和2年12月15日	居宅 介護	居宅介護計画の変更・更新にあたりモニタリングを行っていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条に基づき、適切にモニタリングを実施してください。	利用者の生活に基づき目標の再確認等現状把握のため、利用者との面談を予定して進めております。1件面談終了、残り2件は3月中に終了予定です。
				実地	居宅 介護	従業員の秘密保持について、業務上知り得た秘密を離職後も含めて漏らすことがないよう、全員分の誓約書を漏れなく徴取する措置を講じているとのことでしたが、確認できない誓約書がありました。新潟市条例第80号 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、整備及び運営の基準に関する条例第37条に基づき必要な措置として、従業員から秘密保持についての誓約書を徴する際は、全員分の従業員の誓約書を漏れなく徴し、適切に管理してください。
			居宅 介護	現任のサービス提供責任者が初任者研修課程修了者であるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18厚労告523）の別表第1の注9の2【初任者研修課程修了者が居宅介護計画に基づき提供する場合】に基づく減算が発生しますが、本来必要な減算がなされないまま、給付費が請求されています。現体制となった期間について、速やかに必要な過誤調整を行い、その金額を報告してください。	障害者自立支援給付費等過誤申立を令和3年1月19日に提出。令和3年2月5日に認可されました。令和3年3月請求時、再請求いたします。令和3年3月3日に203,804円を新潟県国保連合会に振込みました。令和3年1月請求（※令和2年12月支援実施分）から減算請求しております。	

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
32	就労継続支援(B型) 事業所 あすなる福祉園	社会福祉法人 新潟 地区手をつなぐ育成 会	令和2年12月17日		指摘事項なし。	
33	生活介護 あすなる福祉園	社会福祉法人 新潟 地区手をつなぐ育成 会	実地			
34	特定相談支援事業 所 相談支援センターく ろっとり	社会福祉法人 新潟 地区手をつなぐ育成 会				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
35	児童発達支援事業 所 SPARK STUDIO 青山	一般社団法人 医療 福祉研究会	令和2年12月18日		指摘事項なし。	
36	放課後等デイサービ ス事業所 SPARK STUDIO 青山	一般社団法人 医療 福祉研究会	実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
37	放課後等デイサービス事業所 真友サークル西療育センター	株式会社 真友社	令和2年12月18日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
38	居宅介護・重度訪問 介護 ヘルパーステーション 和実	合同会社 LAC	令和2年12月21日	計画 相談・ 障害 児相 談	医療・保育・教育機関等連携加算の記録について、医療機関職員への聞き取りが行われず必要な要件を満たさない事例がありました。「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の算定に関する基準別表7」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表8」に基づき、過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。また、他の利用者についても同様の事例がないか精査し、適切な処理をしてください。	加算創設年月まで遡り精査し、過誤調整しました。
39	特定相談支援事業 所 サポートルーム和実	合同会社 LAC	実地			
40	障害児相談支援事 業所 サポートルーム和実	合同会社 LAC				
41	訪問介護事業所 ヘルパーステーション 和実	合同会社 LAC				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
42	放課後等デイサービス事業所 よつば福祉園	アビリティィ有限会社	令和2年12月22日	放デイ	欠席時対応加算について、相談援助の内容の記載が不十分なため、具体的に記録してください。また、連絡調整や相談援助を行ったことを評価するものであり、1回の連絡で複数日の欠席連絡であれば1回の算定となるが、複数回算定しているものや、欠席の理由が要件に該当しないものが見受けられたため、確認のうえ過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	欠席時の宗田年恕の記載が不十分な点については、記録内容の見直しを行い、記録内容に不備が無いように改善をおこないました。加算要件を満たさない日の抽出作業に遅れが生じており、5月の請求時に同月過誤を行えるよう作業を進めています。
43	特定相談支援事業所 障がい者(児)相談支援センター よつば	相談支援センターよつば 合同会社	実地	放デイ	基準配置を満たさない日がありましたので、人員配置を見直してください。基準配置を満たさない日に関しては、児童指導員等加配加算の算定ができないため、過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	基準配置を満たさない日の抽出作業に遅れが生じており、5月の請求時に同月過誤を行えるよう作業を進めています。
44	障害児相談支援事業所 障がい者(児)相談支援センター よつば	相談支援センターよつば 合同会社				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
45	児童発達支援事業 所 よつば福祉園青山	アビリティ有限公司	令和2年12月22日	児発・ 放デ イ	サービス担当者会議の記録を確認できませんでした。新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第28条に基づき、児童発達支援管理責任者はサービス提供を行う担当者等から児童発達支援計画原案についての意見を求めて記録してください。	サービス担当者会議(ケース会議)は、計画作成前に実施しており、記録も残しておりました。監査当日、用意はしておりましたが、会議録を全利用者分まとめてファイリングしていたため、すぐに提示できず、記録がないと判断されました。会議録は、速やかに個別ファイルへ移動させました。
46	放課後等デイサービ ス事業所 よつば福祉園青山	アビリティ有限公司	実地	児発・ 放デ イ	児童指導員等加配加算について、再度要件の確認を行い、算定の可否について、判断してください。少なくとも6月から人員欠如減算に該当すると思われ、基準配置を満たさない日に関しては、児童指導員等加配加算の算定ができないため、過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	令和3年3月12日(木曜日)と15日(金曜日)が、対象月と判断しました。 ①3月12日(木曜日)児童発達1人 放課後等デイ10人 過誤額22,990円 ②3月13日(金曜日)児童発達1人 放課後等デイ10人 過誤額22,990円 ①②合計45,980円を5月請求時に過誤調整を行います。
				児発・ 放デ イ	欠席時対応加算について、相談援助の内容を記録してください。また、算定の理由が要件を満たさずに算定している場合があります。過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	欠席時の相談援助の内容は、欠席確認表にその都度記載しておりました。詳細については個別の連絡帳ファイルに挟んでおりました。監査当日、用意しておりましたが、すぐに提示できず、記録がないと判断されました。算定の理由が要件を満たさずに算定しているケースが2件ありました。5月の請求時に過誤返還を行います。金額は940円×2日分で1,880円。
				放デ イ	児発管でない従業者が個別支援計画(小嶋崇輔分)を作成しており、個別支援計画未作成減算となりますので、過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	1か月分の利用計画なので、70/100減算します。11月の6日利用分、12月の4日利用分を減算します。5月の請求時に過誤返還を行います。

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
47	居宅介護・重度訪問 介護 テクノワークス	株式会社 テクノワ クス	令和2年12月24日	訪問 介護	初回加算について、サービス提供責任者が初回若しくは初回の 指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行って おらず、同行も行っていないサービス利用者が1名いました。加 算算定要件を満たさないため、指定居宅サービスに要する費用 の額の算定に関する基準別表12に基づき、当該利用者の令 和2年10月分の初回加算に係る過誤調整を行うとともにその金 額を報告してください。	本件の取り違えを社内でよく確認し今後加算がつく場合や特殊な 状況は複数人で確認を行うよう徹底します。 令和3年3月3日に過誤申立書を新潟市介護保険課に提出しまし た。 過誤決定通知書が到着後再請求と利用者への差額の返金を行いま す。
48	同行援護 テクノワークス	株式会社 テクノワ クス	実地			
49	特定相談支援事業 所 テクノワークス相談支 援事業所	株式会社 テクノワ クス				
50	障害児相談支援事 業所 テクノワークス 相談 支援事業所	株式会社 テクノワ クス				
51	訪問介護事業所 テクノワークス訪問介 護	株式会社 テクノワ クス				
52	居宅介護支援事業 所 テクノワークス居宅介 護支援	株式会社 テクノワ クス				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
53	共同生活援助 コーラスミナと	社会福祉法人 新潟 市中央福祉会	令和2年12月25日		指摘事項なし。	
54	短期入所 ショートステイミナと	社会福祉法人 新潟 市中央福祉会	実地			
55	特定相談支援事業 所 相談支援センター ウイズ	社会福祉法人 新潟 市中央福祉会				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
56	自立訓練(生活訓練)事業所 ドリームカレッジ	社会福祉法人 愛宕 福祉会	令和3年1月7日		指摘事項なし。	
			実地			

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
57	地域移行支援事業 所 あたご相談センター	社会福祉法人 愛宕 福祉会	令和3年1月7日		指摘事項なし。	
58	地域定着支援事業 所 あたご相談センター	社会福祉法人 愛宕 福祉会	実地			
59	障害児相談支援事 業所 あたご相談センター	社会福祉法人 愛宕 福祉会				
60	特定相談支援事業 所 あたご相談センター	社会福祉法人 愛宕 福祉会				

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
61	就労移行支援事業所 就労支援大谷ゆめみらい	社会福祉法人 大谷ゆめみらい	令和3年1月8日	就労A・就労移行	掲示物について、協力医療機関が記載されていませんでした。新潟市指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第172条および第185条において準用する第94条に基づき、追記してください。	施設内に掲示しました。
62	就労継続支援(A型)事業所 就労支援大谷ゆめみらい	社会福祉法人 大谷ゆめみらい	実地	法人運営	代表権を有する役員の登記について登記がなされていませんでした。組合等登記令第3条に基づき、至急登記を行ってください。	理事会で承認済み。法務局への提出書類に不足があり、提出し直し中。
63	社会福祉法人 大谷ゆめみらい	社会福祉法人 大谷ゆめみらい	実地	法人運営	理事会への出席について、2回以上連続で理事会を欠席している理事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、日程や人員の見直しを行い、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	全員が出席できるよう昼食時間を利用する。ZOOMや他オンラインを使用した出席を取り入れるように改善した。
				法人運営	理事長の選任手続きが行われていませんでした。社会福祉法第45条の13第3項に基づき、至急理事会の決議で理事長を選定してください。	2021年3月18日理事会にて承認済み。
				法人運営	理事会での決議前に評議員会の招集通知が発出されていた事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条により、評議員会の招集通知は理事会の決議後かつ評議員会の1週間前までに発出してください。	理事会で評議員会の開催日を決定後、評議員開催前の1週間前までに発出する。
				法人運営	定時評議員会が理事会から13日後に開催されている事例がありました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、定時評議員会開催日は理事会開催日と中14日間以上の間隔を確保してください。	2021年6月の評議員会から改善します。

令和2年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
63	社会福祉法人 大谷ゆめみらい	社会福祉法人 大谷 ゆめみらい	令和3年1月8日 実地	法人 運営	評議員会の開催について、理事会において評議員会の日時、場所、議題、議案の概要について決議したことが議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時、場所、議題、議案の概要を決定して議事録に記載し、評議員会の招集通知にも、日時、場所、議題、議案の概要を記載してください。	3月の理事会より評議員会の開催について決議をするよう改善した。
				法人 運営	事業所の施設長について、理事会の決議により選任されていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第3号および定款第22条に基づき、施設長については理事会で選任の決議を行ってください。	3月の理事会で選任した。
				法人 会計	平成31年度当初予算を令和元年5月22日開催の理事会で承認しています。定款第31条に基づき、当初予算は会計年度開始の前日までに理事会の承認を受けてください。	2021年は3月の理事会で承認を頂いた。
				法人 会計	予算の執行にあたり予算との乖離がありますが補正予算を編成していません。厚生労働省発出「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2の(2)に基づき、予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成してください。	3月の理事会で補正予算の承認を頂いた。
				就労 A・就 労移 行	福祉専門職員配置等加算について、従業員の勤務体制の変更により算定していた加算区分が変更となり、加算要件を満たさない期間がありました。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表12の9」及び「同基準別表13の8」に基づき、過誤調整を行うとともにその金額を報告してください。	12月の職員離職時に福祉専門職員配置人数を満たさない(減算)に変更して12月分の報酬申請をおこなっています。そのため、過誤の申請をする要はありません。監査の際に誤解が生じましたが、新潟市に電話をして12月の請求から福祉専門職員配置人数を満たさない(減算)に変更して請求をかけたことを説明しました。